

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名

住民情報系システムの標準化に伴う特定個人情報評価について（案）

2. 意見提出期間

令和6年8月1日から令和6年8月31日まで

（公表の翌日から起算して30日間）

3. 意見提出実績

総数1件（個人1件、提出方法：ホームページ）

ご意見の内容（全文）と区の考え方は別紙1のとおり。

なお、評価書の記載内容に関するご意見ではなかったため、

ご意見を踏まえた評価書の修正はありません。

4. 公表する特定個人情報保護評価書について

別冊資料のとおり。

また、評価書の内容に関して、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に設置する「特定個人情報保護評価書第三者点検部会」による点検を行った結果を踏まえた修正については、別紙2のとおり。対象事務は複数あるものの、対象の評価書すべてに対して、同一箇所に同一趣旨の記載修正を行っています。

5. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

6. 問い合わせ先

情報管理課管理係 番号制度・情報セキュリティ担当

電話 03-3312-2111（内線1745）